

令和6年度答申第66号
令和7年2月4日

諮問番号 令和6年度諮問第91号（令和7年1月7日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準

は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定し、同項5号は、実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等にあつては、当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあっては、当該認定職業訓練等を受講した日数に一部のみを受講した日数（1実施日における訓練の部分の2分の1以上に相当する部分を受講した日に限る。）に2分の1を乗じて得た日数を加えた日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和5年10月12日、公共職業訓練を開始した。当該訓練は、「B」（以下「本件訓練」という。）であり、訓練期間は、同日から令和6年1月11日までであった。

（就職支援計画書）

- (2) 審査請求人は、本件訓練を以下のとおり欠席した。

ア 令和5年11月22日

通院を理由として1日欠席した。

イ 同月29日

体調不良による通院を理由として、1時限目から6時限目までのうち、1時限目を欠席し、2時限目を25分遅刻した。

ウ 同年12月4日

体調不良及び薬剤交換を理由として1日欠席した。

エ 同月5日

体調不良を理由として1日欠席した。

（職業訓練受講給付金支給申請書、領収書（令和5年11月22日付け）、

診療明細書等（同月 29 日付け））

- （3）審査請求人は、令和 5 年 12 月 4 日の訓練に欠席したため、受講できなかった「C」の訓練について、同月 7 日、同月 8 日、同月 12 日及び同月 13 日の訓練終了後に各 30 分、同月 14 日に 10 分程度の補講を受けた。

（離職者等再就職訓練（委託訓練）補講実施記録表（令和 7 年 1 月 24 日付け審査庁主張書面））

- （4）審査請求人は、令和 5 年 12 月 15 日、処分庁に対し、本件訓練に係る令和 5 年 11 月 12 日から同年 12 月 11 日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について本件申請をした。

（職業訓練受講給付金支給申請書）

- （5）処分庁は、令和 5 年 12 月 15 日、本件申請に対し、「やむを得ない理由によって求職者支援訓練等を欠席したことにより、訓練等の実施日数に占める受講日数の割合が 8 割未満となったため」との理由を付して、本件不支給決定をした。

（職業訓練受講給付金不支給決定通知書）

- （6）審査請求人は、令和 6 年 2 月 20 日付けで、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

- （7）審査庁は、令和 7 年 1 月 7 日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

受講した補講時間は、出席日数として算定すべきであり、「求職者支援制度・訓練受講のしおり」等に、補講は認めないという記載はなく、ハローワークの窓口でも補講は認めないという説明がなかった。

また、本件不支給決定により支払が全て滞り、友人への返金もできない状況である。

よって、本件不支給決定の取消しを求める。

（審査請求書）

第 2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、本件不支給決定当時の給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領（「求職者支援

制度業務取扱要領」の改正等について（令和5年12月8日付け職発1208第1号、開発1208第1号職業安定局長・人材開発統括官連名通達）別添。同日施行。以下「求職者支援要領」という。）において規定されている。

実施日が特定されていない科目を含まない求職者支援訓練等の給付金の支給要件については、求職者支援要領10041（1）ホにおいて、求職者支援規則11条1項5号と同旨規定されている。

また、求職者支援要領10042（2）トにおいて、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」などと規定されており、求職者支援要領10042（2）チ（イ）から（ニ）に示されている証明書類を必須の添付書類として求めて判断すると規定されている。

さらに、求職者支援要領10042（2）リ（イ）において、受講手当の支給要件に係る出席要件のうち認定職業訓練等の実施日について、「インフルエンザ等に感染した場合等」などは、訓練実施日から除外できることが規定されている。

- 2 審査請求人が本件支給単位期間において訓練を欠席した日は以下のとおりである。

令和5年11月22日（1日欠席）：通院のため（証明書有り）

同月29日（1限欠席）：体調不良のため（証明書有り）

（2限25分遅刻）：体調不良のため（証明書有り）

同年12月4日（1日欠席）：体調不良及び薬剤交換のため（証明書無し）

同月5日（1日欠席）：体調不良のため（証明書無し）

- 3 処分庁は、令和5年11月22日及び同月29日の欠席については、証明書類により「やむを得ない理由」による欠席であることを確認し、同年12月4日及び同月5日の欠席については、審査請求人からの「疾病が継続した」と主張する話の信ぴょう性等により、「やむを得ない理由」による欠席と確認した。また、欠席した各日については、欠席理由が求職者支援要領10042（2）リ（イ）の「インフルエンザ等に感染した場合等」に該当しないことから、訓練実施日から除外できる場合に該当しない。

本件支給単位期間における本件訓練の実施日数は19日であり、審査請求人が本件訓練を受講した日数は15日（訓練実施日数19日－欠席日数4日（1日欠席が3日と0.5日欠席が1日で合計4日）＝15日）となるから、

出席率は15日／19日＝78％となり、本件支給単位期間における訓練実施日数の8割以上の出席があったとは認められない。

- 4 これらの支給要件については、ハローワークから審査請求人に手交した「求職者支援制度・訓練受講のしおり」に記載されており、記載事項について説明するとともに、内容についてよく読んでおくよう指導するなど、必要な対応を行っており、その対応に違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人が主張する補講については、令和5年12月7日、同月8日、同月12日及び同月13日に各30分、同月14日に10分程度の補講が行われたものの、その内容は、本人の状況や理解度等に応じたコンピュータの操作等、授業に遅れがちなどの補充であった。1日の訓練は、50分を1時限として、6時限行っており、審査請求人が欠席したときの内容を全て受講したとはいえず、出席とは認められない。

- 5 以上により、本件申請については、求職者支援規則11条に定める給付金の支給要件を欠くことから、処分庁が行った本件不支給決定は正当なものであり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 本件では、本件審査請求から本件諮問までの期間は約10か月半であるが、審理員意見書の提出（令和6年9月17日付け）から本件諮問（令和7年1月7日付け）までに約3か月半もの期間を要している。審査庁においては、手続の迅速化を図ることが求められる。
- (2) 上記で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

- 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

- (1) 上記第1の2(2)のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている（求職者支援規則11条1項5号本文）。

ただし、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。

- (2) 本件支給単位期間における訓練実施日数は19日であるところ、審査請求人は令和5年11月22日、同年12月4日及び同月5日の訓練を欠席、

同年11月29日の訓練の1時限目を欠席、2時限目を遅刻（求職者支援規則11条1項5号ただし書により、2分の1以上受講しているので0.5日の出席とする。）しており、これらはいずれもやむを得ない理由による欠席であるが、訓練受講日数は15日（求職者支援規則11条1項5号ただし書により、端数切捨て）であり、訓練実施日数に占める割合は8割に満たない。

審査請求人が主張する補講について、これによって補われる訓練内容及び時間数を考慮に入れても、審査請求人の訓練受講日数は訓練実施日数の8割には満たない。

したがって、審査請求人は給付金の支給に必要な求職者支援規則11条1項5号の要件を満たしていない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	下	井	康	史